

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（抄） 令和2年6月18日

…ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置。現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行。各国・地域と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施。

1. 対象国・地域、対象者

- (1) 感染状況が落ち着いている入国拒否対象地域を対象国として協議・調整を開始（当面、ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランドを想定。）。…
- (2) ビジネス上必要な人材等（経営・管理、技術者、技能実習・特定技能など）を対象者とし、対象国毎に調整。

2. 追加的な防疫措置

現行の水際措置（PCR検査、公共交通機関不使用、14日間の自宅待機）に加え、

- (1) 入国前のPCR検査証明や入国後14日間の位置情報の保存等の追加的な防疫措置を条件に、外国人の入国拒否対象地域からの例外的な入国を認める。
- (2) 日本人を含めた入国者が14日間の自宅待機期間中のビジネス活動を望む場合には、更なる条件（「本邦活動計画書」（注）の提出等）の下で、行動制限を緩和。

（注）「本邦活動計画書」には、滞在場所、移動先等を記載

（※）現在、PCR検査のほか抗原定量検査も認められている。1

国際的な人の往来の再開等（抄） 令和2年7月22日

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（第38回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年6月18日））に関し、現行の水際措置（注2）を維持した上で、追加的な防疫措置（注3）を条件とする仕組みを以下のとおり追加的に試行。

- （1）感染状況が落ち着いている以下の国・地域と協議・調整を開始。感染状況等を総合的に勘案し、準備が整い次第、順次実施。

カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾

（注2）PCR検査（入国拒否対象地域からの入国者）、公共交通機関不使用、14日間の自宅待機

（注3）入国前の検査証明、入国後14日間の位置情報の保存等（14日間の自宅待機期間中のビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」（滞在場所、移動先等を記載）の提出等）

（※）現在、PCR検査のほか抗原定量検査も認められている。

ビジネストラック（イメージ図）

日本人ビジネストラック

日本	(例) 出国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在京大使館にて査証等申請 ■ 相手国活動計画書の提出 ■ 14日間の健康モニタリング ■ 検査証明の取得

X国	(例) 入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港での検査
	(例) 入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間は活動計画書に基づき滞在先と用務先の往復等に限定
X国	帰国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の健康モニタリング

日本	帰国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港での検査 ■ 質問票（健康状態等）の提出 ■ 誓約書・本邦活動計画書の提出 ■ 接触確認アプリの導入等
	帰国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の公共交通機関不使用 ■ 本邦活動計画書に基づき、14日間は自宅と勤務先の往復等に限定 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

相手国・地域により異なる

外国人ビジネストラック

X国	出国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書・本邦活動計画書の提示を含む。） ■ 14日間の健康モニタリング ■ 検査証明の取得

日本	入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港での検査 ■ 質問票（健康状態等）の提出 ■ 誓約書・本邦活動計画書の提出 ■ 検査証明の提出 ■ 接触確認アプリの導入等
	入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の公共交通機関不使用 ■ 本邦活動計画書に基づき、14日間は滞在先と用務先の往復等に限定 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

X国	帰国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国における防疫措置